

令和4年度 くにさき半島地域成年後見支援センター 市民後見人養成講座募集要項

1. 目的

成年後見制度やその活動に必要な知識等を習得し、認知症高齢者、知的障がい及び精神障がいなどにより意思決定が困難となった方の権利を尊重し、地域で安心して暮らせるよう、市民後見人として支援ができる人材の育成を目的とする。

2. 主催

くにさき半島地域成年後見支援センター（豊後高田市社会福祉協議会内）

3. 共催

豊後高田市・国東市・姫島村・国東市社会福祉協議会

4. 応募資格

- ・年齢 25 歳以上 70 歳以下（2022 年 1 月 1 日現在）の方
- ・豊後高田市、国東市、姫島村にお住まいの方
- ・福祉活動に理解と熱意のある方
- ・別紙講座のすべての受講が可能な方

5. 日程

令和4年9月27日～令和4年11月22日までの8日間
（実施日は別紙カリキュラム参照）

6. 講座内容

別紙にて記載

7. 会場

主として豊後高田市役所2階コスモスホール
（詳細は別紙カリキュラム参照）

8. 受講料

無料（昼食等は各自で負担）

9. 申し込み方法

下記のいずれかの窓口に申し込み用紙を提出（郵送・FAX可）

団体名	住所	電話	FAX
豊後高田市役所社会福祉課	豊後高田市是永町 39番地3	0978-25-6178	0978-22-1033
国東市役所地域包括支援センター	国東市国東町鶴川 149番地	0978-72-5184	0978-72-5171
国東市社会福祉協議会 総務福祉課	国東市武蔵町古市 1086番地1	0978-68-1976	0978-68-1677
姫島村役場住民福祉課	東国東郡姫島村 1630番地の1	0978-87-2278	0978-87-3629
豊後高田市社会福祉協議会 地域福祉係	豊後高田市臼野 4335番地3	0978-25-5100	0978-53-5755

10. 定員

10名程度

11. 受講の決定

申し込み者全員に、受講の可否を郵送かメールにて通知

※定員を超過する申込があった場合、将来的に市民後見人として活動する意思のある方を優先させていただくことがあります。

※申込が少数の場合、講座開催自体を中止させていただくことがあります。

12. 受講における留意点

○この講座修了後、市民後見人養成講座修了者名簿に登録いたします。

○修了は全科目受講を条件としますが、やむを得ず、講座を欠席された場合は、後日ビデオ受講にて補完します。

○将来的に市民後見人として、活動できる方を養成するため、名簿登録者には、フォローアップ研修等の案内を年に1～2回していく予定です。

○お問い合わせ先

豊後高田市社会福祉協議会 地域福祉係内
(くにさき半島地域成年後見支援センター)

住所：豊後高田市臼野4335番地3

TEL：0978-25-5100

FAX：0978-53-5755

令和4年度 くにさき半島地域成年後見支援センター

市民後見人養成講座受講申込書

私は、令和4年度くにさき半島地域成年後見支援センター市民後見人養成講座募集要項の内容を理解し、同講座に受講を申し込みます。

令和 4年 月 日

ふりがな 氏名	
住所	〒
生年月日	S.H 年 月 日 / 歳
電話番号	携帯 固定
メールアドレス	(スマホ・PC・その他) ※(すぐに確認できるアドレスを記入ください)
現在お勤めされているか	勤務している ・ 勤務していない
これまでに経験されたことのある職業・役職等に○をつけてください(複数可)	・自営業 ・会社員 ・自治会役員 ・民生委員、児童委員 ・学校関係の役員 ・趣味やサークルの役員 ・特になし ・その他()
講座修了後の、市民後見活動やその補助での活動希望に1つ○をつけてください	・すぐ活動可能 ・条件を確認後に検討 ・当面活動はできないが勉強のため
申込をされた理由(簡単に) 「興味があるから」など	

※この情報は市民後見人養成活動の情報として使用し、転用はいたしません。

申し込み締切日 令和4年9月16日(金)